

令和 2 年

4 月第 2 回加賀市議会臨時会議案

令和2年4月第2回加賀市議会臨時会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第42号	令和2年度加賀市一般会計補正予算.....	1
議案第43号	令和2年度加賀市国民健康保険特別会計補正予算.....	3
議案第44号	令和2年度加賀市病院事業会計補正予算.....	5
議案第45号	加賀市国民健康保険条例の一部改正について.....	18
議案第46号	加賀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について.....	21

議案第42号

令和2年度加賀市一般会計補正予算(第2号)

令和2年度の加賀市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 30,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,974,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		1,611,624	34,994	1,646,618
	2. 基金繰入金	1,500,675	34,994	1,535,669
21. 諸収入		403,442	-4,394	399,048
	6. 雑入	281,335	-4,394	276,941
歳入合計		33,943,900	30,600	33,974,500

2歳出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,784,867	-15,000	2,769,867
	1. 総務管理費	2,147,822	-15,000	2,132,822
4. 衛生費		4,851,625	16,000	4,867,625
	1. 保健衛生費	1,640,771	16,000	1,656,771
7. 商工費		1,025,236	73,000	1,098,236
	1. 商工費	450,848	73,000	523,848
10. 教育費		2,753,387	-43,400	2,709,987
	6. 保健体育費	720,085	-43,400	676,685
歳出合計		33,943,900	30,600	33,974,500

議案第43号

令和2年度加賀市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和2年度の加賀市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,356,800 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 都道府県支出金		5,242,240	1,000	5,243,240
	1. 都道府県支出金	5,242,240	1,000	5,243,240
歳入合計		7,355,800	1,000	7,356,800

2歳出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		5,089,491	1,000	5,090,491
	7. 傷病手当諸費	0	1,000	1,000
歳出合計		7,355,800	1,000	7,356,800

議案第44号

令和2年度加賀市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度に加賀市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度加賀市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第5号中「病院施設整備事業 5,000千円」を「病院施設整備事業 21,000千円」に、「医療器械整備事業 209,250千円」を「医療器械整備事業 218,160千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	755,857千円	24,910千円	780,767千円
第4項 補助金	1,100千円	24,910千円	26,010千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,078,577千円	24,910千円	1,103,487千円
第1項 建設改良費	214,250千円	24,910千円	239,160千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中「及び医師の派遣を受けることに要する経費」を「、医師の派遣を受けることに要する経費及び発熱外来用診察室整備に要する経費」に、「144,696千円」を「160,696千円」に改める。

令和2年4月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

予 算 説 明 書

一般会計補正予算-----	7
国民健康保険特別会計補正予算-----	1 0
病院事業会計補正予算-----	1 2

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	1,611,624	34,994	1,646,618
21. 諸収入	403,442	-4,394	399,048
歳入合計	33,943,900	30,600	33,974,500

(歳出)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,784,867	-15,000	2,769,867			19,006	-34,006
4. 衛生費	4,851,625	16,000	4,867,625				16,000
7. 商工費	1,025,236	73,000	1,098,236				73,000
10. 教育費	2,753,387	-43,400	2,709,987			-23,400	-20,000
歳出合計	33,943,900	30,600	33,974,500			-4,394	34,994

2 歳 入
第 19 款 繰入金

第 2 項 基金繰入金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	1,500,675	34,994	1,535,669			
1 基金繰入金	1,500,675	34,994	1,535,669	1 基金繰入金	34,994	財政調整基金繰入金 34,994

第 21 款 諸収入

第 6 項 雑入

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	281,335	-4,394	276,941			
5 雑入	280,611	-4,394	276,217	10 教育費雑入	-4,394	保健体育費雑入 -4,394

3 歳 出

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説明		
				区分	金額			特定財源			一般財源			
								国県支出金	地方債	その他				
計	2,147,822	-15,000	2,132,822				-15,000			19,006	-34,006			
8 企画費	645,226	-15,000	630,226	12 委託料	-12,000					15,125	-30,125			
				18 負担金、補助及び交付金	-3,000	3 企画振興費	-15,000						-15,000	デジタルイベント支援費 -15,000 (THU JAPAN 2020 開催支援費)
						6 交通事業推進費	0					15,125	-15,125	地域交通対策費 (乗合タクシー運行事業費) 〔財源更正〕
12 まちづくり 振興費	206,872	0	206,872							3,881	-3,881			
				2 まちづくり推進費	0					3,881	-3,881	町内会活動助成費 〔財源更正〕 まちづくり運動助成費 〔財源更正〕 区長会活動費 〔財源更正〕		

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	1,640,771	16,000	1,656,771				16,000				16,000	
4 病院費	1,177,255	16,000	1,193,255	27 繰出金	16,000						16,000	
						1 病院事業会計 繰出金	16,000				16,000	加賀市医療センター繰出金 16,000

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	450,848	73,000	523,848				73,000				73,000	
2 商工振興費	352,401	73,000	425,401	7 報償費	60,000						73,000	
				18 負担金、補 助及び交付 金	13,000	1 商工業振興事 業推進費	73,000				73,000	商業地域活性化費 73,000 (新型コロナウイルス拡大予防対 策事業費、新型コロナウイルス緊 急経済対策事業費)

第 10 款 教育費

第 6 項 保健体育費

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
計	720,085	-43,400	676,685				-43,400			-23,400	-20,000		
5 社会体育振 興費	71,801	-43,400	28,401	7 報償費	-150						-23,400	-20,000	
				8 旅費	-393	2 社会体育振興 費	-43,400				-23,400	-20,000	加賀温泉郷マラソン推進費 -27,072 (加賀温泉郷マラソン開催助成費)
				10 需用費	-393								スポーツ交流推進費 -16,328 (海外オリンピック選手事前合宿 受入事業費、東京2020オリン ピック・パラリンピック聖火リレ ー開催事業費)
				12 委託料	-5,373								
				13 使用料及び 賃借料	-6,025								
				18 負担金、補 助及び交付 金	-31,066								

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計
4. 都道府県支出金	5,242,240	1,000	5,243,240
歳入合計	7,355,800	1,000	7,356,800

(歳出)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	5,089,491	1,000	5,090,491	1,000			
歳出合計	7,355,800	1,000	7,356,800	1,000			

2 歳 入

第 4 款 都道府県支出金

第 1 項 都道府県支出金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	5,242,240	1,000	5,243,240			
1 保険給付費等交付金	5,242,240	1,000	5,243,240	2 特別交付金	1,000	特別調整交付金分(市町村分向け) 1,000

3 歳 出

第 2 款 保険給付費

第 7 項 傷病手当諸費

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
計	0	1,000	1,000				1,000	1,000					
1 傷病手当金	0	1,000	1,000	18 負担金、補助及び交付金	1,000			1,000					
						1 傷病手当金	1,000	1,000					傷病手当金 1,000 (新型コロナウイルス感染症対策事業費)

令和2年度加賀市病院事業会計予算実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			755,857	24,910	780,767	
	4 補助金		1,100	24,910	26,010	
		2 県費補助金	0	8,910	8,910	保健衛生施設等施設設備整備事業費補助金
		3 他会計補助金	1,100	16,000	17,100	一般会計補助金
収 入 合 計			1,078,577	24,910	1,103,487	

支 出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,078,577	24,910	1,103,487	
	1 建設改良費		214,250	24,910	239,160	
		1 病院施設整備費	5,000	16,000	21,000	発熱外来用診察室整備費 (新型コロナウイルス医療対策事業費)
		2 資産購入費	209,250	8,910	218,160	医療器械整備費 (新型コロナウイルス医療対策事業費)
支 出 合 計			1,078,577	24,910	1,103,487	

令和2年度 加賀市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	-201,865	有形固定資産の取得による支出	-239,160
長期前受金戻入	-495,403	有形固定資産の売却による収入	0
引当金戻入	0	国県補助金による収入	10,010
固定資産売却益	0	他会計補助金による収入	16,000
減価償却費	788,657	工事負担金による収入	0
固定資産除却	12,113	他会計負担金による収入	0
繰延勘定償却	0	貸付による支出	-7,200
固定資産売却損	0	寄附金による収入	0
減損損失	0	未収金の増減額(－は増額)	0
受取利息	0	未払金の増減額(－は減少)	0
支払利息	72,658	前受金の増減額	0
未収金の増減額(－は増額)	0		
貸倒引当金の増減額(－は減少)	0		
貯蔵品の増減額(－は増加)	0		
その他流動資産の増減額	0		
未払金の増減額(－は減少)	0		
前受金の増減額	0		
預り金の増減額	0		
引当金の増減額	50,801		
その他流動負債の増減額	100,000		
	小計		
	326,961		
受取利息	0		
支払利息	-72,658		
	計		
	254,303		
		3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
		建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	213,100
		建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	-857,127
		リース債務の支払い	0
		他会計からの出資による収入	541,657
		計	-102,370
		現金及び現金同等物	増減額
			-68,417
			期首残高
			127,654
			期末残高
			59,237

令和2年度加賀市病院事業予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,167,750	
ロ 建物	14,917,540		
減価償却累計額	<u>-6,914,338</u>	8,003,202	
ハ 構築物	855,096		
減価償却累計額	<u>-341,006</u>	514,090	
ニ 器械備品	4,835,366		
減価償却累計額	<u>-3,615,901</u>	1,219,465	
ホ 車両	760		
減価償却累計額	<u>0</u>	760	
ヘ 建設仮勘定		<u>0</u>	
有形固定資産合計			11,905,267

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		1,671	
ロ その他		<u>14,526</u>	
無形固定資産合計			16,197

(3) 投資その他資産

イ 出資金		240	
ロ 長期前払消費税		403,983	
ハ その他投資		<u>58,392</u>	
投資合計			<u>462,615</u>

固定資産合計 12,384,079

2. 流動資産			
(1) 現金及び預金		59,237	
(2) 未収金	1,077,020		
貸倒引当金	<u>-2,000</u>	1,075,020	
(3) 貯蔵品		15,225	
(4) 短期貸付金		0	
(5) 前払金		6,900	
(6) その他流動資産		<u>0</u>	
流動資産合計			1,156,382
3. 繰延資産			
(1) 災害による損失		0	
繰延資産合計			<u>0</u>
資産合計			<u><u>13,540,461</u></u>

負債の部

4. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	6,248,496		
企業債合計		6,248,496	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	1,911,937		
引当金合計		1,911,937	
(3) その他固定負債		0	
固定負債合計			8,160,433
5. 流動負債			
(1) 一時借入金		100,000	
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	964,225		
企業債合計		964,225	
(3) 未払金		276,601	
(4) 引当金			
イ 賞与等引当金	268,338		
引当金合計		268,338	
(5) その他流動負債		7,322	
流動負債合計			1,616,486

6. 繰延収益

長期前受金		6,437,418	
収益化累計額		-3,178,424	
繰延収益合計			<u>3,258,994</u>
負債合計			<u><u>13,035,913</u></u>

資 本 の 部

7. 資本金

1,531,044

8. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	0		
ロ 寄附金	6,143		
ハ その他資本剰余金	9,035		
資本剰余金合計			<u>15,178</u>

(2) 利益剰余金

イ 当年度末未処理欠損金	1,041,674		
利益剰余金合計			<u>-1,041,674</u>
剰余金合計			<u>-1,026,496</u>
資本合計			<u>504,548</u>
負債資本合計			<u><u>13,540,461</u></u>

※当年度退職手当支給予定額162,502千円(うち退職給付引当金取崩額137,753千円)

議案第45号

加賀市国民健康保険条例の一部改正について

加賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加賀市国民健康保険条例(平成17年加賀市条例第155号)の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 4 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の3分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けられなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けられなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

9 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の加賀市国民健康保険条例附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第46号

加賀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

加賀市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年4月27日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

加賀市後期高齢者医療に関する条例(平成20年加賀市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

条例案件新旧対照表

令和 2 年

4 月第 2 回加賀市議会臨時会

令和2年4月第2回加賀市議会臨時会
条例案件新旧対照表

－ 目 次 －

件 名	頁
(議案第45号) 加賀市国民健康保険条例の一部改正について.....	1
(議案第46号) 加賀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について....	4

加賀市国民健康保険条例(平成17年加賀市条例第155号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※本則 略</p> <p>※附則第1項から第3項まで 略</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>※本則 略</p> <p>※附則第1項から第3項まで 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p><u>4 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p><u>5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、</u></p>	

健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

9 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の加賀市国民健康保険条例附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

加賀市後期高齢者医療に関する条例(平成20年加賀市条例第13号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条 略 (所掌事務)</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>※(1)から(7)まで 略</p> <p>—</p> <p><u>(8)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条 略 (所掌事務)</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>※(1)から(7)まで 略</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務</p> <p>※以下 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	